

令和5年6月27日

企画政策部 政策・デジタル推進課

移住定住係

報道機関各位

新制度開始 安中市マイホーム取得支援金

市は、市内にはじめて住宅を取得した人を対象に交付している「安中市住まいりー奨励金」を、さらに拡充させた「安中市マイホーム取得支援金」の交付をはじめます。対象は令和5年7月1日以降に定住した人です。

支援を拡充した点は、基本額を5万円から10万円に、子ども加算は一律2万円を子ども一人あたり5万円に増額。さらに北陸新幹線安中榛名駅を利用した県外通勤者への新幹線通勤加算は、10万円から20万円に引き上げます。モデルケースとして、中学生以下の子どもが3人いる場合、新制度では最大53万円、現行制度と比較すると28万円の増額になります。

	現行	新制度
	住まいりー奨励金	マイホーム取得支援金
対象者	市内に“初めて”住宅を取得 ^(※1) し、定住 ^(※2)	
対象期間 (住所異動日)	令和5年6月30日以前	令和5年7月1日以降
① 基本額 <small>※住宅取得費用の3%相当額</small>	上限5万円	上限10万円
② 転入加算 <small>(市外から転入) ※転入直前の3年間市内に住民登録がない場合に限る</small>	一律5万円	
③ 子ども加算 <small>(中学生以下の子ども)</small>	一律2万円	子ども <u>1人あたり</u> 5万円
④ 空き家バンク加算 <small>(バンク物件の取得)</small>	一律3万円	
⑤ 新幹線通勤加算 <small>(県外へ定期券により新幹線通勤)</small>	一律10万円	一律20万円

※1:相続・贈与・交換は除く。令和3年1月1日以降の登記物件が対象。中古住宅の取得でも可。 ※2:取得住宅の所在地に住所を置く。

【問い合わせ】

企画政策部政策・デジタル推進課移住定住係

TEL027-382-1111(内線1025)